南あわじ警察の所有者不明の犬の保護を求める申入書

２０２０年5月１日

〒 100-8974; 東京都千代田区霞が関２丁目１番２号

国家公安委員会

委員長 武田良太　様

〒 100-8974 東京都千代田区霞が関２丁目１番２号

警察庁

長官　松本光弘　様

〒 650-8510 神戸市中央区下山手通５丁目４番１号

兵庫県公安委員会

委員長　豊川　輝久　様

〒 650-8510 神戸市中央区下山手通５－４－１

兵　庫　県　警　察　本　部

本部長　吉岡健一郎　様

〒 656-0472　南あわじ市市善光寺 18−25

南あわじ警察

署長　藤原 孝治　様

〒 656-0443　兵庫県南あわじ市八木養宜上９６３－４

申入人　岡　　田　　実 千 代

〒530-0047　大阪市北区西天満６丁目７番４号　大阪弁護士ビル４階
植田法律事務所
申入人　ＴＨＥペット法塾
代表　弁護士　植　　田　　勝　　博
電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

申入の内容

申入人は、下記犬（以下「本件犬」と言う）について、警察が適正に遺失物法に基づく所有者探しがされておらず、また、本件犬が遺棄された疑いもあるところ、その犯罪捜査が適切になされたとは認められず、警察としては、愛護動物の命を守るべき責務のある立場から下記の内容での法律の適切な運用と動物の保護の措置を取ることを求めます。

（本件犬の表示）南あわじ警察が2020年4月14日に引取をした犬・中型雑種垂れ耳、首輪、鎖付。（最近の類似事件：2020年3月19日にセンター淡路支所が淡路市内で捕獲、犬・中型雑種、首輪、鎖付。ネット１日公示しかしなかった）

遺棄犯にとって最も好都合な現状は現在警察によって行われている。収容ペットの詳細を隠蔽している。警察は、写真も、遺棄・拾得場所も、ペットや遺留物の詳細も頑なに表に出さない。遺棄犯罪者にとっては、好都合そのものである。詳細の事実を不明にするために、遺棄犯罪を許さない社会にしたくても、市民には何の手立ても出来ない。警察のホームページでは、ネット検索では収容事実のみで詳細は出さず所有者でも分からない。市民は情報を得られない。

警察は引取動物を所有者、市民に隠蔽して、これを兵庫県動物愛護センターに送致すると、センターは遺失物法公示があったとして、収容事実さえ明かさず当日、ないし数日内で譲渡に適さないとして殺処分している。センターの無法、犯罪の殺傷行為については住民訴訟がされている。センターでは、警察において警察官の世話を受けていた普通の犬猫であっても「譲渡不適正」として殺処分をする、

およそ人間としては許されない異常且つ狂気というべき行為がされている。

上記の通り、所有者不明犬猫の警察の隠蔽する公示とセンター殺処分は、動物犯罪の隠蔽と、所有者への返還の機会を奪い、動物愛護管理法で人間社会で共生すべき権利を有し被害者である犬猫を殺害している。

このような警察の、犯罪者を野放にし、犯罪をヤミの中に隠し、所有者の権利を侵害し、動物をみだりに殺傷する行為は放置されるべきではない。

兵庫県の警察とセンターとの連携の違法で共謀のみだりな殺傷罪の行為といわざるを得ない。

上記の、動物取り扱いは、警察においては、警察庁との協議の上との回答である。もしこれが事実ならば、警察庁は、犯罪者の行為は隠蔽、放置をし、動愛法、遺失物法、犬猫の法律に基づかない殺処分（狂犬病予防法等）を、容認、指導をし、各警察を指導、リードをしていることとなる。法律に基づかない警察行政がなされているといわざるを得ず、警察庁には、厳しい指弾がされないといけない。

第１　本件犬を、兵庫県動物愛護センターへの送致はしないで下さい。兵庫県下の各警察が、所有者不明の犬猫について、兵庫県動物愛護センターへの送致をし、殺処分の行為がされている事実が多数あり、その行為は、法律上の根拠がなく、違法であり、動愛法４４条１項のみだりな殺傷罪にあたるもので、兵庫県動物愛護センターの殺処分行為及びそれを知って送致する警察について、同犯罪の告発を検討しております。

第２　従前、兵庫県の警察では、遺失物法に基づいて、警察建物の外で保管するなど外からも動物を見られるようにし、その犬猫を見て確認ができていました。これが所有者探しにもつながり、また、拾得者の取得、所有者の引取がなかったときは、一般的に譲渡処分のための犬猫の情報が広く地域に提供をされて犬猫の譲渡がされ、動物保護がはかられてきました。

ところが、現在、兵庫県の警察では、警察のネット情報では、極めてネット探索ができにくく、拾得場所、動物の特定の写真、首輪などの遺留物などの情報は全くなく、警察の情報は隠蔽されています。所有者が警察情報で自己の迷子犬に

当たることは殆ど不可能です。現在警察窓口では、市民に収容犬猫を閉鎖して外から見せず、「所有者からの迷子の問い合わせにしか応じない」、警察から動物の情報を出さない状況となっています。ヤミの中にあります。警察はこれらの犬猫を短期日に兵庫県動物愛護センター（以下「センター」と言います）へ送致して殺処分をしていることを知りながら、虐待を取り締まる立場にありながら、警察には関係のないこととまで言っています。

近隣の人へ情報は遮断し、社会に遺失動物の情報は発信伝播されず、当然、所有者への返還の機会は奪われ、また、所有者が現れないだけではなく、譲渡希望者も現れず、動物はそれにより所有者へ戻ること、譲渡先への生きる機会を奪われてヤミの中で殺される状況です。

第３　警察とセンターが連携、共謀して犬猫の殺害行為は例えば次の事例は明らかに犯罪です。

①　川西警察署、「物件」欄　ねこ、「受理年月日」欄 2017 年（平成 29 年）9 月 28 日、「警察署保管期間」2 日、「受理センター」欄　本所 、センター「受理年月日」2017 年 9 月 29 日、殺処分日 2017 年 9 月 29 日即日殺処分の記録では、警察は受理２日間、センター送致当日にセンターで殺処分。公告もなく所有者探しもせず、動物をヤミの中でセンターへ送致し即日殺処分をしました。

警察は、およそ動物の生きる機会を与えず、被害者の動物を殺害し（動物犯罪）、所有者の権利を侵害し（所有権侵害犯罪）、遺棄の犯罪者を野放しにする犯罪（証拠隠滅）をしているものと言うべきです。

②　「警察署」欄 南あわじ警察署、「物件」欄　ねこ（６匹）、「差出日時」欄　2017 年 4 月 9 日、「警察署保管期間」2 日、「受理センター」欄　淡路支所 、センター「受理年月日」2017 年 4 月 10 日、殺処分日 2017 年 4 月 10 日即日殺処分。

①と同様です。動物の命を守るべき警察において、被害者の動物を殺害し、所有者の権利を侵害し、遺棄の犯罪者を野放しをします。

警察自体が、遺失物法の所有者の権利を侵害（２週間＋所有権 3 ヶ月（民法 240 条））して、併せて、動愛法 44 条 1 項で法律で守られるべき犬猫の命について、法律に違反して殺処分行為をしています。

このような事例は枚挙にいとまがなく、動物犯罪は愛護動物について、所有の有無にかかわらず、みだりな殺傷罪として検挙し検察庁への送致と立件をし、動物の命を守り、犯罪を取り締まることが警察の責務です。

自らが動物の命を奪い、犯罪者を野放しにする違法、不法のみならず、遺棄犯にとって最も好都合な現状は現在警察によって作り出されています。これら、警察においてありえないことは火を見るよりも明らかです。

第４　このような警察の犯罪行為については、公安委員会、国家公安委員会においても、放置をするべきではありません。

第５　ＴＨＥペット法塾においては、現在、兵庫県動物愛護センターに対して、違法な殺処分の住民訴訟に取組んでいますが、国法に反する兵庫県の行政、警察について、これ以上の動物犯罪をされないことを切に求めます。

第６　ＴＨＥペット法塾は、少なくとも、本件犬について、警察がしないときは、所有者探し及び遺棄の目撃情報のチラシを撒く活動を致します。

少なくとも2020年5月15日まで、その情報を警察ないしＴＨＥペット法塾メンバーへの通報ないし情報提供を得るために必要であり、センター送致の犯罪行為をしないことを求めます。そして、犯罪者情報が得られずその後、所有者が現れないときは、本件犬の引取の話合いを致す予定であります。

第７　警察において、犬猫の所有者の権利を侵害すること（遺失物法、民法240条）、動物遺棄罪の証拠で且つ被害者である本件犬を殺して犯罪者を野放しにすることは証拠隠滅の犯罪であり、このような犯罪を犯さないことを切に求めます。

以　上